

もし、あなたの家族や大切な人が 犯罪被害に遭ってしまったら。 「犯罪被害者等を地域社会で支え合う」

問合せ先 防災安全課防災安全グループ (☎84-5035)

令和3年7月1日から「亀山市犯罪被害者等支援条例」を施行しました

本条例は、犯罪被害に遭った人やそのご家族またはご遺族(以下、「犯罪被害者等」という。)の支援を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復および軽減や生活の再建に資するとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的としています。

○条例の基本理念

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進する。
- (2) 犯罪被害者等が置かれている生活環境、事情に応じて適切に推進する。
- (3) 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じて、必要な支援が途切れることなく提供されるよう推進する。
- (4) 関係機関との相互の連携および協力の下に推進する。

○総合支援窓口の設置

防災安全課が窓口となり、すべての犯罪被害者に対して、次のような支援を行います。

相談

市の職員が、プライバシーの守られた環境で相談をお受けします。また、電話やメールでも相談を行っています。必要に応じ、庁内窓口や関係機関までの付き添いを行います。

情報提供

相談内容に応じ、市の支援内容を案内します。
犯罪被害者等の支援に関する専門機関を紹介し、連絡調整を図ります。

総合支援窓口(防災安全課)への相談方法

電話での相談(☎0595-84-5035) メールでの相談(✉ bousai@city.kameyama.mie.jp)

○費用の助成等の具体的支援

犯罪被害者等のうち、人の生命および身体を害する罪に当たる行為(殺人、強盗、傷害、強制わいせつ、強制性交、危険運転致死傷等)により、死亡や重傷病、障害を負った被害者およびそのご家族またはご遺族については、次の支援を行います。

日常生活の支援

- 家事代行サービス費の助成
- 食事宅配サービス費の助成
- 一時保育費の助成

居住の支援

- 転居費の助成
- 家賃の助成
- 特殊清掃費の助成
- 市営住宅入居への特別の配慮

精神的被害からの回復支援

- 公認心理師によるカウンセリングの提供

支援金

- 遺族支援金
- 重傷病等支援金

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。総合支援窓口へお問い合わせください。

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2019121100016/>